

一般社団法人 日本職業・災害医学会定款

平成 24 年 1 月 10 日制定

平成 26 年 11 月 16 日一部改訂

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本職業・災害医学会と称する。
英文では (Japanese Society of Occupational Medicine and Traumatology) と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市中原区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、職業医学及び災害医学の研究及び教育並びにこれらに関する諸制度における医学的基準の研究及びそれらの成果の普及により、医学・医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
(1) 日本職業・災害医学会学術大会の開催
(2) 日本職業・災害医学会会誌 (Japanese Journal of Occupational Medicine and Traumatology) の発行
(3) 日本学術会議、日本医学会、日本医師会及び関係諸官公庁等との連携協力
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 この学会の会員は、次のとおりとする。
(1) A 会員は、この法人の目的に賛同する医師、歯科医師並びに職業医学及び災害医学の分野の研究をする個人
(2) B 会員は、A 会員以外のこの法人の目的に賛同し、入会を希望する個人
(3) 評議員は、A 会員の中から選ばれた個人
(4) 名誉会長、名誉会員及び功労会員 (いずれも終身資格) は、この法人に対し内規に定める功労があった A 会員のうち、理事会において推薦し、評議員会 (社員総会) において承認された個人
(5) 購読会員は、この法人の目的とする領域に関心を持つ図書館、その他
(6) 賛助会員は、この法人の事業を援助する個人又は団体
2 A 会員及び B 会員は、日本職業・災害医学会学術大会等に参加する資格を有し、会誌その他の配布を受け、これに投稿できる。

(入会)

第 6 条 この法人に入会しようとする者は、次のとおり所定の手続きを踏まなければならない。
(1) A 会員又は B 会員として入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとし、入会の可否は理事会において審査し、理事長が決定する。
(2) 購読会員、賛助会員として入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとする。

(退会)

第 7 条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき

- (2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 2年以上学会の会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議を経て、更に第24条第3項第1号に定める社員総会の特別決議を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為があったとき
- (2) この定款その他の規則に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 役員・評議員

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置く（監事設置一般社団法人）。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 理事 24名（以内）
 - (3) 監事 2名（以内）
- 2 第1項のほか、この法人に次の役職を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 次期会長 1名
 - (3) 前会長 1名
 - (4) 幹事 若干名
- 3 第1項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）の代表理事とする。

(選任)

第11条 理事長、会長、次期会長、理事、監事及び幹事は、評議員の中から選出し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得るものとする。ただし、理事と監事は、相互に兼ねることはできない。選出方法は、別に定める細則による。

(評議員)

第12条 評議員は、A会員の中から概ね会員7人の中から1人の割合を持って選出し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得るものとする。ただし、評議員が顧問となったときその任期期間は、評議員の資格を兼ねることはできない。選出方法は、別に定める細則による。

- 2 第10条の役員及び前項に定める評議員をもって一般法人法上の社員とする。

(任期)

第13条 この法人の役員及び評議員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長、理事、監事及び幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 会長、次期会長及び前会長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (3) 幹事（学術大会担当）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (4) 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務権限)

第14条 この法人の役員及び評議員は、法令に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、この法人を代表し、この法人を総括する。
- (2) 会長は、学術大会を開催する。

- (3) 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を執行する。また、総務(会計)学術(会誌)、渉外を担当する。
- (4) 監事は、この法人の業務及び財産を監査し、社員総会に報告する。
- (5) 幹事は、この法人の業務を補佐する。
- (6) 評議員は、評議員会を構成し、この法人の重要事項を審議する。

(顧問)

第15条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て推薦し、社員総会の承認を得た者につき理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。
- 4 顧問は、理事長の求めにより、理事会及び社員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。

(委員)

第16条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、この法人に委員を置くことができる。

- 2 委員は、会員のうちから理事長が任免する。

第5章 社員総会

(種類)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会には、名誉会長、名誉会員及び功労会員も出席して意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。

(権限)

第19条 社員総会は、一般法人法に定める事項及びこの定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

- 2 次の事項は、社員総会に提出して、その承認をうけなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 財産目録
 - (4) 次期会長の選出並びに当法人の運営に関する重要事項
- 3 社員総会の議事の要項及び決議した事項は、会員に通知する。

(開催)

第20条 定時社員総会は、年1回、事業年度終了後4ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 社員総数の10分の1以上から、社員総会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事から招集の請求があったとき

(召集)

第21条 定時社員総会は、一般法人法及びこの定款に別に定めがあるもののほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があった場合は、その日から14日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも社員総会の開催の10日前までに社員に対して通知、又は当法人の機関誌の公告をもって行う。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれを行う。理事長に事故があるときはその社員総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第23条 社員総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該総会の議事に

つき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(決議)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員総会の議事は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は出席した社員の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) その他一般法人法で定める事項

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 社員総会で選出された2名の評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員総会

(構成)

第26条 会員総会は、全会員（賛助会員、購読会員を除く）をもって構成する。

(報告事項)

第27条 会員総会は、会長を議長とし、報告事項は、この学会の会務報告等とする。

(開催)

第28条 会員総会は、年1回、会長が理事会の議を経て、学術大会の期間内に招集する。

第7章 理事会

(構成)

第29条 当法人を理事会設置一般社団法人とする。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 会長、次期会長、前会長および幹事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。
- 4 理事長は、必要と認めた学識経験者を理事会に出席要請することができる。

(権限)

第30条 理事会は、一般法人法及びこの定款で定めるもののほか、次の決議を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、社員総会の決議を必要としないこの法人の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ書面によりその旨を通知することにより開催時期を変更することができる。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
 - (3) 監事から招集の請求があったとき

(召集)

第32条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があった場合は、その日から14日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を開催する場合は会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも理事会

の開催の7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、一般法人法に別段の定めのある場合を除き、理事長がこれを行う。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第35条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第8章 評議員会等

(評議員会)

第37条 評議員会は、評議員をもって構成し、定款第12条の2の定めによりこれを社員総会とする。

(その他の委員会)

第38条 理事長は、必要に応じ、理事会の決議を経て、所定の問題に関する委員会を設置することができる。

第9章 学術大会

(学術大会)

第39条 会長は、年1回学術大会を開催する。

- 2 学術大会においては、職業医学及び災害医学に関する研究発表及び教育研修等を行う。

第10章 会誌

(会誌)

第40条 この法人は、機関雑誌日本職業・災害医学会会誌(Japanese Journal of Occupational Medicine and Traumatology)を発行し、学術的発表及び関連事項を載せる。

- 2 会誌は、会費を完納した会員に配布する。
- 3 会誌の投稿規定は、別にこれを定める。

第11章 基金

(基金の拠出)

第41条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第43条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第44条 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別に定める。

第12章 経費及び会計

(法人の経費)

第45条 この法人の経費は、次の経費をもってこれに充てる。

- (1) 学会会費
- (2) 賛助会費

(3) 購読会費

(4) 寄付金, その他の収入

2 会員の会費については, 別にこれを定める.

(財産の管理)

第46条 この法人の財産は, 理事長が管理し, その管理方法は社員総会及び理事会の決するところによる.

(剰余金)

第47条 剰余金の配分は行なわない.

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は, 毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする.

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については, 毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し, 理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない. これを変更する場合も同様とする.

2 前項の規定にかかわらず, やむを得ない理由により予算が成立しないときは, 理事長は, 社員総会の決議に基づき, 予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる.

3 前項の収入支出は, 新たに成立した予算の収入支出とみなす.

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については, 毎事業年度終了後, 理事長が次の書類を作成し, 監事の監査を受け, かつ, 第1号, 第3号及び第4号の書類については, 理事会の承認を経て, 定時社員総会に報告しなければならない.

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については, 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には, 定時社員総会への報告に代えて, 定時社員総会の承認を受けなければならない.

3 第1項の書類のほか, 監査報告の書類を事務所に主たる5年間備え置くとともに, 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする.

第13章 定款の変更及び解散

(定款の制定・変更)

第51条 この定款は, 社員総数の過半数の出席する社員総会において出席社員の4分の3以上の決議を得なければ変更することができない.

(解散)

第52条 この法人は, 一般法人法第148条第1号, 第2号及び第4号から第7号までに定めるところによるほか, 社員総数の過半数の出席する社員総会において出席社員の4分の3以上の決議を得て解散することができる.

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散する場合において有する残余財産は, 社員総会の決議を経て, 国若しくは地方公共団体又は公益法人に寄附するものとする.

第14章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため, 事務局を設置することができる.

2 事務局に所要の職員を置く.

3 職員は, 理事長が任免する.

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は, 理事会の決議を経て理事長がこれを別に定める.

第 15 章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する等の方法により行う。

第 16 章 補 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て別にこれを定める。

日本職業・災害医学会定款施行細則

平成 24 年 1 月 10 日制定
平成 26 年 11 月 16 日一部改訂
平成 30 年 9 月 1 日一部改訂

(会費)

第 1 条 1. 本会会員の会費は、次の通りとする。

A会 員 年額 12,000 円

B会 員 年額 10,000 円

ただし、名誉会長、名誉会員および功労会員の年会費は免除とする。また外国に居住する会員の通信郵送費などに要する費用は、別途徴収する。

購読会員 年額 12,000 円

賛助会員 年額 50,000 円以上

納付された会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。重複して納付された場合は、次年度以降に充当します。

(役員を選出)

第 2 条 1. 選挙管理委員会

①役員選出のための選挙管理委員会を置く。

②選挙管理委員会の委員長および委員は、理事長が委嘱する。

2. 役員を選出

①会長、次期会長は、評議員の中から推薦により選出し、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

②理事は評議員の互選により各ブロック毎に北海道 1 名、東北 2 名、関東甲信越 7 名、東海北陸 4 名、近畿 5 名、中国・四国 3 名、九州 3 名を選出する。

③理事長は、理事の互選による。

④監事は、評議員の互選により選出する。

⑤幹事は、理事長が理事会の議を経て委託する。なお会長、次期会長はそれぞれ幹事(学術大会担当)を 1 名推薦することができる。

(評議員の選出)

第 3 条 1. 評議員は、A 会員の中から推薦により選出し、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

2. 新評議員推薦は、評議員(2 名)の推薦状、履歴書、業績目録を添え、地区担当理事を経て理事会催の 1 ヶ月前までに、学会事務局へ送付する。

(指導医)

第 4 条 本会は定款 3 条による目的を達成するために、日本職業・災害医学会労災補償指導医制度を実施する。

その運用は、日本職業・災害医学会認定労災補償指導医制度規則、同施行細則による。

日本職業・災害医学会内規

名誉会長推薦内規（定款第5条の4・関連）

第1条 名誉会長は理事長を務めたものから選出する。

名誉会員推薦内規（定款第5条4・関連）

第1条 名誉会員は、以下の規定により選出する。

1. 学術大会会長を務めたもの
2. 理事または監事を6年務めたもの
3. 理事を3年務め、評議員歴10年以上のもの
4. その他、本学会の運営に特に功績があったもの

功勞会員推薦内規（定款第5条の4・関連）

第1条 功勞会員は、70歳に達した評議員で、以下の規定により選出する。

1. 評議員歴10年以上のもの
2. 理事を3年務め、評議員歴6年以上のもの
3. その他、本学会の運営に特に功績のあったもの

付則：この内規は平成24年1月10日から実施する。